

特集 「戦争責任」の決着をどうつけるか

日本国民が果たさねばならぬ責任とは

とにかく謝って許してもらおうとする。戦争責任を追及する側に回る。

どちらも自分に責任がなく、無関係だと思っている点で、不誠実な態度である

橋爪大三郎 (東京工業大学大学院教授)

戦争責任は、宙に浮いているものではない。

戦争責任は、誰が誰に責任を問うのか、その問いかけの構造とともにある。そして、なぜ責任が問えるのかという根拠と結びついている。責任を問う主体／問われる主体／その根拠、をはっきりさせることで、戦争責任を考える筋道がみえてくるだろう。

これまで戦争責任という言葉は、あいまいに使われてきた。そこでここで

は、責任とは何か、戦争とは何か、という順序で考えていくことにする。

責任とは何か

責任とはもともと、社会生活のなかで、誰かが何ごとかを「不当」だと感じたとき、その原因をうみ出したと思われる人物に、その説明を求めることである。その人物は、抗議を認めて、行動を改めるかもしれない。それは思い違いだと、説明するかもしれない。

えたようなケースも、この延長で考えることができる。

責任を問う枠組み(根拠)として、

もっとも合意をえやすいのは、法である。法は、誰にでも一様に適用されるものなので、ある場合にはAがBに、別な場合にはBがAに責任を問う。法は、権利や権限を確定し、人びとの正当な行為の範囲を事前に定めている(と信じられている)ので、それが破られると「不当」な感じがする。法の厳密な適用を求めることは、しばしば、責任を追及する有効な手段である。

法のほかに道徳も、責任を問う根拠になる。ふつうの、まともな人間なら、そうはしない。こう問い詰められて答えられなければ、道徳的な負い目を持

つことになる。

戦争とは何か

つぎに、戦争とは何だろう。

戦争は、近代においては、国家の行動である。

近代以前の社会では、集団と集団、共同体と共同体、国家と国家がしばしば武力で争っていた。それも、戦争である。戦争では、ふつうに社会で通用する法や道徳やルールの効力が停止して、武力ですべてが決着する。戦争の元にあるのは紛争(利害の対立)だが、それがふつうの手続きで解決できるのなら、戦争にはならない。ふつうの手続きでは解決できないからこそ、その手続きをはみ出した武力に訴えるので

こうしたやりとりのなかで、責任の所在(不当であったとすれば、それは誰がうみ出したのか)が明らかになっていく。

誰かがある人物に仕事を任せたとした場合には、責任のありかはわりにはつきりしている。任された仕事をちゃんと果たすこと、そして、その結果を報告することは、その人物の義務だろう。それをしないと、責任を追及されることになる。人民が政府に権限を与

ある。武力で打ち負かされた側は、勝者の意思に従う。古代では、敗者は奴隷とされたり、殺害されたりした。勝てない戦争に訴えた人びとは、敗戦すること、その責任を負った。

戦争は、団体に戦うものなので、指揮系統がある。戦争のやり方がまずい場合、国王が指揮官の責任を問うたり、指揮官が将兵の責任を問うたりするであろう。軍隊は、戦争という仕事を任されているわけなので、仕事のやり方がまずければ、責任を追及される。軍法により処罰されたり、指揮官が政治責任をとらされたりする。

戦争で都市や農地が破壊されたり、住民の生命や財産が奪われたりしても、なんの補償もないのが古代からの習慣だった。戦争は自然災害のようなもので、民法の埒外なのである。軍隊は、必要とあらば、食糧や資材や人員をためらわずに徴発した。

戦争のやり方が慣習(一種の国際法)として確立すると、それに違反する不



橋爪大三郎氏
1948年神奈川県生まれ。
東京大学大学院社会学
研究科博士課程修了。
東京工業大学工学部教
授(社会学)を経て、
1996年より現職。著書
に『その先の日本国
へ』、『日本人は宗教と
戦争をどう考えるか』
(島田裕巳氏との共著)、
『天皇の戦争責任』(加
藤典洋氏、竹田青嗣氏
との共著)などがある。

法行為が問題となる。たとえば、中立、中立を宣言したら、どちらにも加勢せず、たとえ敗残兵が逃げてきても追いつ返さなければならぬ。そうやって中立を守っている集団を攻撃したら、不法行為として責任を問われる。

戦時国際法

絶対王政の時代に、戦争をめぐる国際法規と慣習が徐々に確立していった。軍隊は制服を着用する、民間人（非戦闘員）は戦闘に加われない代わりに保護される、捕虜の権利と義務、など。

近代国家は、武力を独占し、軍隊以外の団体が武力を行使することを不法とした。絶対王政の軍隊は傭兵主体だったが、近代国家は兵役を国民の義務とした。徴兵制である。

近代国家にとって、戦争は、国益（国民の利益）追求の手段である。国家は、戦争をする権利を持つ。戦争に負ければ、国益の追求に失敗したことになり、国民は大きな不満を持つ。そこ

で国民は、政府を非難・攻撃する。敗戦は、しばしば政変をひき起こした。そこで、相手国の政変を狙って戦争をしかけるケースもある。

国家が戦争を行なうときに従うルールが、戦時国際法である。

国際法は、国内法と違って、はっきりした制裁のメカニズムがない。国内法なら、不法行為があれば対抗することができ、裁判や強制執行などの方法で、法を貫徹することができる。けれども、国家が国際法に違反しても、警察や裁判所にあたるものがない。そこで国際法は法なのかという疑問も生じよう。

イギリスの法理学者H・L・A・ハートは『法の概念』（みすず書房）で、この疑問にこう答える。制裁がなくても、国際法は法である。国際社会は、無秩序なわけではない。国家は、国際社会の秩序（ルール）を、法として意識し、それに従おうとする。違反すれば、ほかの国々が報復を試みるだろう

し、強国に戦争を仕かけられることも覚悟しなければならぬ、と。国際社会では、強国（覇権国）のふるまいが、法なのである。

国際社会は、無秩序ではない。とすれば、国際社会における国家同士の實力による紛争解決、すなわち戦争も、無秩序ではない。戦時国際法は、国家が戦時に従う法である。その一部は慣習法であるが、主要な部分は、ハーグ陸戦規定などの条約のかたちで成文化されている。国家は、自国の軍隊が国際法に従って戦うことに、責任を持たなければならない。それは、他の国家に対する義務である。

国外で戦うこともある軍隊には、通常の国内法とは異なる軍法というものがあり、師団や全軍のレヴェルに軍事法廷が設けられている。そして随時、憲兵が将兵を取り締まり、違反行為があれば逮捕し裁判にかけて処罰する。戦争が終わってから国際法に違反した行為（戦争犯罪）が明らかにになれば、

戦勝国が敗戦国の軍人を裁判にかけて処罰することもある。

東京裁判の意味

日本が最近関わった戦争、すなわち、満州事変、日華事変、ならびに大東亜戦争では、戦争犯罪はどのように裁かれたのだろう。

極東国際軍事裁判（いわゆる東京裁判）では、A級、B級、C級の三種の戦争犯罪が裁かれた。

このうちB級戦犯とは、戦時国際法に違反する戦争犯罪行為を部下に命令したものの、C級戦犯とは、その命令に従って実行したものをいう。どちらも、すでに確立していた戦時国際法に対する違反行為（戦争犯罪）が罪に問われた。なお、B級、C級戦犯は、東京裁判だけでなく、フィリピンやインドネシアなど各地の

法廷で裁かれた。これらの裁判は、証拠調べが杜撰であるなど誤審の可能性を含むかもしれないにしても、裁判の根拠となる国際法については問題がない。

これに対して、A級戦犯は、人類に対する罪、平和に対する罪など、ニュルンベルク裁判でナチス・ドイツの戦争指導者を罪に問うたと同じ「国際法」が根拠になっている。東京裁判では、東條英機元首相以下二八名がA級戦犯として起訴され、二五名が有罪（うち七名が死刑）となった。この裁判については、つぎのような疑問が残る。

①「人類に対する罪」「平和に対する罪」は、戦争が開始された当時、確立した「国際法」であったとは言えない。事後法による裁判ではないか。

②かりにそのような国際法があったとしても、日本の起こした戦争は、他国を侵略する意図に基づいて計画された戦争だったとは言えない。東京裁判における犯罪の立証も不十分だったの



東京裁判の受け入れは日本独立の条件であった

ではないか。

にもかかわらず、この裁判で、東條英機元首相以下A級戦犯の有罪は確定した。この裁判の正当性とその判決を受け入れることは、独立の条件にもなっている。A級戦犯の有罪を受け入れることは、日本国民の、国際社会に対する義務なのである。

①の点については、第一次世界大戦後、一九二八年に不戦条約が調印されており、先に戦争を仕かけることは、国際法に違反する不法行為だったのでないか、という議論も成り立つかもしれない。ただ、少なくとも日本の指導者は、戦争は主権国家の合法的な行為であることを疑っていなかった。日本が受諾したポツダム宣言には、戦争犯罪人の処罰がうたわれていたが、それは、従来型の戦争犯罪（B級、C級戦犯）を裁くという意味だと理解されよう。A級戦犯とされた人びとが東京裁判とその判決を受け入れたのは、彼らが、天皇が裁かれてはいけな

考えたからだろうと思われる。

対中補償はいまに決着

では、日本の戦争責任とは何なのか。古典的な戦争観に立つならば、戦争するのは国家の権利であり、不法行為ではない。したがって、いわゆる戦争責任は生じない。戦争のやり方が、戦時国際法に違反していた場合だけ、違反した軍人（違法な命令をした指揮官や実行した部下の将兵）が戦争犯罪の罪を問われ、処罰されるだけである。日清戦争、日露戦争は、こうした戦争観のもとに戦われており、誰も戦争責任を問題にしていなかった。

戦争は、講和条約が締結されて終わる。日清戦争では下関条約が、日露戦争ではポーツマス条約が結ばれた。

講和条約は、賠償をとまう場合がある。戦勝国が敗戦国に、領土の割譲や賠償金などの賠償を課す。日清戦争では、日本は清国から、巨額の賠償金を受け取った。日露戦争では、危うい

戦勝であったため、賠償金が取れなかった。そのため、不満に思った国民が騒いで、焼き討ち事件も起こった。賠償は、敗戦国の戦争責任なのであるか。

賠償は、勝者が敗者から戦利品を奪い取る古来の慣行にもとづくもので、敗戦国の責任とは考えにくい。第一次世界大戦で敗れたドイツは、莫大な賠償を課せられたために、ナチスが支持を集め、結局もう一回戦争になった。賠償は、敗者の側に恨みを残し、新たな戦争の種をまく。そのため第二次世界大戦からのち、敗戦国に賠償を課すやり方は主流でなくなっている。

とは言え、一九三一年の満州事変、一九三七年の日華事変以降、一九四五年まで、中国大陸でほしいままにふるまった日本に、賠償責任はないのだろうか。日本にとって決定的だったのは、国民党政府の蒋介石総統が、対日賠償請求権を放棄したことだった。もしも蒋介石が賠償にこだわっていたら、日

本は応じるほかに、戦後の復興ははるかに困難なものとなっていたろう。中華人民共和国も対日国交回復の際、これにならって賠償請求権を放棄した。日本の対中経済援助は、この賠償に代わる含みがあるとされた。このように、日本が中国に与えた経済的損害に対する補償の問題は、あいまいに決着しているのである。

侵略戦争だったのか

日本の戦争犯罪を裁いた東京裁判の枠組みは、古典的な戦争観でない。国際連盟以降の新しい戦争観にもとづくものである。それは、戦争を不法行為とみなし、さきに戦争を始めた側の開戦責任を問う。だから日本には、開戦責任があるとされた。そして、開戦の意図は、侵略にあるとされた。

古典的な戦争観の場合、戦勝国は敗戦国から賠償をとって決着する。開戦責任を問うたり、倫理的に戦争責任を問うたりすることはない。けれども、

新しい戦争観の場合、賠償を求めないかわりに、敗戦国の開戦責任を非難し、敗戦国の倫理的反省を求める。たとえば、「日本の起こした戦争が侵略戦争であった」と、つぎの世代に歴史の教科書で教えることを要求する。

日本は、侵略戦争を起こしたのであるか。

台湾の領有、韓国の併合、満州事変、日華事変、大東亜戦争と、それぞれに性格が異なっている。台湾は、古典的な戦争観が支配的な時代で、日清戦争の賠償として清国から割譲された。韓国の併合は、相当に強引な植民地化であるが、日本は列強諸国に事前工作をしたので、国際法上問題にならなかった。つまり当時、その程度に強引なことを、ほかの諸国も行なっていたのである。満州事変（満州国の建国）は、日本の「単独行動」の産物であるが、既成事実となった。リットン調査団は、日本の立場に一定の理解を示した。アメリカは、南満州鉄道に資本参加を申

し入れてきた。三国同盟や不可侵条約を結んだドイツやソ連は満州国を承認している。

日華事変は、もっとも正当化しにくい戦争である。国際社会は、日本の軍事的・領土的野心をみてとった。日本の指導部は、古典的な戦争観にもとづき、中国とふつうの戦争をしているつもりだった。それを「事変」とよび「戦争」とよばなかったのは、日本側、中国側双方の都合である（「戦争」なら、日本は軍需物資の輸入ができなくなり、中国は軍事援助を受けられなくなる）。中国にしてみれば、自国の領土に勝手に日本の軍隊が入ってきて、占領支配し続けたのだから、侵略以外のなにものでもない。日本側に、東京裁判が立証しようとしたような継続的で一貫した侵略意図があったとは思えず、むしろ戦争目的が最後まであいまいなままだった。けれども、そのような戦争を終わらせる行動を、日本の指導部はとらなかった。

アメリカは世界情勢をにらみつつ、日本とあまり早すぎない段階で戦争する決意を固めた。中国から軍隊をひきあげる決断ができなかった日本にとって、対米関係は修復不可能であり、戦争は不可避だった。大東亜戦争は、こうして始まった戦争である。日本の指導部は、これを通常の戦争（自衛のための戦争）と考え、国際法に違反しているという意識はなかった。日本軍は、フィリピン、香港、シンガポール、インドネシアそのほかを占領した。交戦国の植民地を攻撃・占領することは、国際法上なんの問題もない（侵略ではない）と理解された。

日本の占領地で、日本軍が、さまざまな被害を与えた。たとえば、民間人に対する暴行や虐殺、現地通貨の軍票への強制的な交換など。こうした行為の一部は、戦争犯罪として裁かれたり講和条約の際に賠償の対象となったりしたが、未解決な問題（たとえば、軍票問題）も残っている。

統治者の責任

日本から独立した台湾、韓国、朝鮮との間には、また別な問題がある。日本は韓国と、一九六五年に日韓基本条約を結び、賠償を行なった。北朝鮮とのあいだに条約が結ばれる場合には、日韓基本条約がベースになるはずだ。

日韓併合後の朝鮮半島の人びとには、大日本帝国憲法が適用されなかったが、兵役も免除されていた。かわりに、大勢が徴用され、日本やカラフトに連れていかれて帰国のチャンスを失った人びともいる。戦争末期には兵役も課せられ、日本兵となって戦った人びともいる。台湾からも大勢が日本兵となった。これらの人びとは、戦後、日本国籍を失い、恩給や補償の対象外となった。

恩給が、日本国の公務に尽くしたことに對する報いであるなら、当時の日本人は同等にその権利をもつはずで、

戦後の国籍で給付を制限するのはおかしいと思う。

八〇年代後半には、従軍慰安婦の議論がもちあがった。「強制連行」の事実があつたかどうかは疑わしい。けれども、業者がおもに朝鮮半島の女性に目をつけ、慰安婦に仕立てて戦地に送り込んだことは確かであろう。日本国籍をもつ住民の、保護義務を十分に果たさなかった責任が、日本の統治者にあると言えると思う。

日本独自の歴史認識も必要だ

こうした戦争は、大日本帝国という国家が行なった行為である。この国家は解体した。この国家の戦争にともなうもろもろの問題や責任をひき受ける主体は、その国家の正統な後継団体である日本国の、国民以外にない。戦争責任を問われ、ひき受ける主体は、すべての日本国民なのだ。戦後に生まれ、まったく戦争に関わっておらず、個人として身に覚えがないからといって、

この責任は免れない。

国民の責任は民主主義国家においては、まず、政府の行動として現れる。平和条約を締結し賠償を行ない、戦後秩序を受け入れ、国際社会への義務を果たすことが戦争責任である。この意味での戦争責任は、ほぼ完了していると言ってよい。

けれども、戦争責任の議論がいつまでも蒸し返されるのは、戦争責任を引き受ける主体である日本国民が、再生産されなければならないから。そしてそれは、日本国民が、歴史的な過去を共有し、認識し、理解する努力と不可分だからだ。たしかにあつた戦争も、自分にとって意味ある出来事だと理解できなければ、存在しないのと同じである。そんな戦争について、はっきりと態度をとり、歴史として認識することは不可能だ。

にもかかわらず、歴史を材料に、日本と日本人を非難する言説があふれている。従軍慰安婦や強制連行の個人補

償のような、新しい材料も出てくる。日本国民は混乱する。

ここで陥りがちな、ふたつの態度がある。ひとつは、とにかく謝ってしまおうというもの。歴史的事実をよく確かめせず、謝って許してもらおうとする。そのくせ自分に責任はなく、自分と無関係だと思っている。だが、自分に無関係なことを、謝ることはできない。謝ってその場をごまかすというのは、もっとも卑劣な態度だ。もうひとつは、戦争責任を追及する側に回ること。戦争責任を追及していれば、良心にやましいところもなく、安心である。自分に責任がなく、無関係だと思いたい点では、謝るのと似ている。そしてどちらも、同じように不誠実であると思う。

謝るにせよ、追及するにせよ、混乱は深まるばかりである。なぜなら、いま問題となっている戦争責任とは、日本国民が過去の戦争をわがこととして受け止め、意味づける努力のことだからだ。

らだ。それは戦争を、歴史として共有しようとする努力である。わけもなく謝るならば、どんな歴史も共有できない。やみくもに追及するならば、追及される側にだけ過去を押しつけることになる。

歴史は、日本国民の誇りとアイデンティティの問題だとした点で、「新しい歴史教科書をつくる会」を私は評価する。歴史が多様であるのは、正常なことだ。

問題はその先だ。戦争責任を追及する線分は、国家／個人から国家／個人へと、無数に張りめぐらされている。これをひとつに収束させることはできないし、「唯一の正しい歴史認識」が問題なのでもない。必要なのは、日本という国家が国際社会のなかで、これからの平和と国際秩序をうみ出すよう、積極的に貢献する側に回ることである。それには、関係諸国の歴史認識と調和しつつも、日本独自の歴史認識がベールとなるはずだ。